

令和8年度
小坂町職員採用試験
(一般行政[高校卒業程度])
(土木技師)
(社会福祉士)
受験案内

受付期間	令和8年8月5日(水)～8月26日(水)
試験日	(第1次試験) 令和8年9月20日(日)
試験場	秋田県市町村会館

問い合わせ
申込書請求
受験申込み

小坂町役場 総務課 職員採用担当
電話 : 0186-29-3901
〒017-0292 小坂町小坂字上谷地41-1

■ 小坂町職員採用試験を次のとおり行います。

1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
一般行政 高校卒業程度	若干名	一般的な行政事務に従事します。
土木技師	1 名	一般的な行政事務（主に土木事務）に従事します。
社会福祉士 【社会人枠】	1 名	一般的な行政事務（主に福祉事務）に従事します。

2. 受験資格

（１）の資格を有し、（２）の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

（１）受験資格

一般行政 高校卒業程度	次のア、イのいずれかの要件を満たす者。 ア 平成13年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者。 イ ただし、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者、もしくは令和9年3月に大学を卒業見込の者またはこれらに相当する学歴を有すると認められる者は受験できません。
土木技師	次のいずれかに該当する者。 ア 昭和61年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく大学、短期大学、専修学校、高等専門学校、高等学校において土木系に関する専門課程を修了又は修了見込みの者 イ 建設業法による土木施工管理技士であるか、土木技術に係る継続した実務経験の期間を2年以上有する者。
社会福祉士	次の要件を満たす者。 ア 昭和56年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者。 イ 社会福祉士の資格を有し、職務経験を5年以上有する者。かつ、精神保健福祉士の資格を有する者。

（２）欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 本町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

＜教養試験＞		
試験区分	出題形式	出題分野
一般行政 高校卒業程度	5肢択一式 40題・ 2時間	高校卒業程度の 時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
＜職務基礎力試験＞		
試験区分	出題形式	出題分野
土木技師 社会福祉士	4肢択一式 60題・ 1時間	論理的に理解する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等をを確認するための基礎的な出題
＜検査（性格特性検査）＞		
試験区分	出題形式	使用目的
一般行政 高校卒業程度 土木技師 社会福祉士	択一式 150題 20分	公務員に求められる資質に関する性格特性検査

(2) 第2次試験

試 験	方 法
口述試験	個別面接により主として人物についての試験
作 文	主として文章表現力等についての試験

(3) 資格調査

資 格 調 査
受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。 なお、受験者の個人情報、職員採用試験及び職員として採用された後の人事管理にかかわる事務に利用することを目的として収集するものであり、個人情報保護法に基づき適正に管理するとともに、目的以外のために使用することはありません。

4. 試験日及び場所（試験区分により、試験時間が異なりますのでご注意ください）

区 分	第 1 次試験	第 2 次試験
日 時	令和 8 年 9 月 2 0 日（日）	第 1 次試験合格者に通知します。
受付開始	午前 9 時	
試験説明	午前 9 時 4 5 分～午前 1 0 時	
場 所	住 所：秋田市山王 4 丁目 2－3 会場名：秋田県市町村会館	

一般行政〔高校卒業程度〕

区 分	教養試験	検 査
一般行政	午前 1 0 時～正午	午後 0 時 1 0 分～午後 0 時 3 0 分

土木技師・社会福祉士

区 分	職務能力試験	検 査
土木技師・社会福祉士	午前 1 0 時～午前 1 1 時	午前 1 1 時 1 0 分～午前 1 1 時 3 0 分

※ 試験説明開始時刻に遅れた場合は受験できません。
また、試験中の携帯電話の使用（時計代わりの使用を含む。）は認めません。

5. 合格者発表

第 1 次試験合格者発表	令和 8 年 1 0 月中旬	役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
最終合格者発表	令和 8 年 1 1 月中旬	

6. 合格から採用までの経路

- (1) 最終合格者は任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) この名簿からの採用は、令和 9 年 4 月以降の予定です。

7. 給 与

初任給は原則として現行では高校卒 208,343 円、大学卒 239,488 円、学校卒業後の経験年数のある者にはそれに応じてさらに増額されます。このほか給与条例の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

8. 受験手続及び受付期間

(1) 試験申込書の配布及び請求

試験申込書は令和 8 年 7 月 2 9 日（水）から配布します。また、試験申込書は次の方法で請求してください。

- ① 役場へ直接請求 総務課で配布しています。
- ② 郵便で請求 封筒の表に「職員（一般行政又は土木技師又は社会福祉士）採用試験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記した返信用封筒（A 4）を必ず同封して郵送ください。
- ③ ファクシミリで請求 任意の様式の文頭に「職員採用試験申込書請求」と明記し、文中に送付先（郵便番号、住所、氏名）、試験区分（一般行政又は土木技師又は社会福祉士）を明記し、0 1 8 6－2 9－5 4 8 1まで送信ください。
- ④ 電子メールで請求 件名に「職員採用試験申込書請求」と明記し、本文に送付先（郵便番号、住所、氏名）及び試験区分（一般行政又は土木技師又は社会福祉士）を明記し、kosaka-saiyo@town.kosaka.akita.jpまで送信ください。

※②③④の締切は 8 月 1 9 日（水）到着分までとします。送付先の記載に不備のある請求には対応しません。

(2) 申込手続

- ① 持参の場合 申込書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6センチ、横4.5センチの写真1葉を貼って、小坂町役場総務課職員採用担当に提出してください。
- ② 郵送の場合 ①と同じものと宛先を明記して110円切手を貼った返信用封筒（定型）を必ず同封して、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きして簡易書留で郵送ください。
(※普通郵便での送付による事故には対応できません。)
受験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。

(3) 受付期間

令和8年8月5日（水）～8月26日（水）

申込は土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前9時から午後4時30分までです。

郵送の場合は8月26日（水）までに届いたものだけに限り受付します。

(4) 提出書類等

- ① 申込書 1部（所定の用紙を使用すること。）
- ② 受験料 不要

9. 試験結果の開示

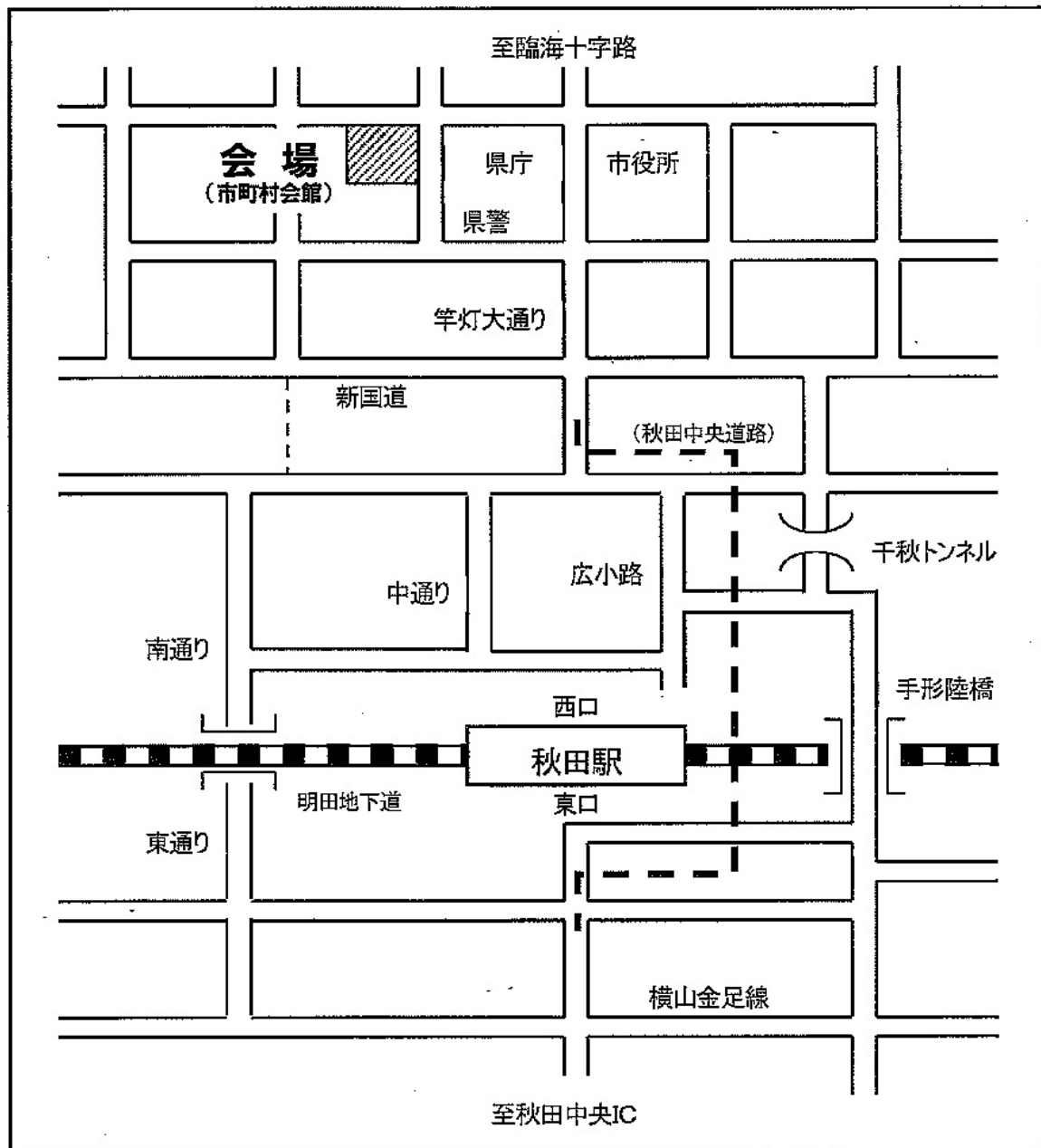
- (1) この試験結果については、本人が口頭で開示を請求することができます。
- (2) 電話やはがき等による請求はできません。
- (3) 受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前9時00分から午後4時30分までの間に、小坂町役場総務課職員採用担当窓口へ直接おいでください。
- (4) 第1次試験の開示は、不合格者に対してのみ行い、第1次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位の開示とし、第1次試験合格発表の日から1か月間とします。
- (5) 第2次試験の開示は、第2次試験受験者に対して行い、総合得点、試験種目別得点及び総合順位の開示とし、最終合格発表の日から1か月間とします。

10. その他

- (1) 申込を受理した場合、申込者に対し受験票を交付します。
- (2) この試験の第1次試験は「秋田県町村等職員採用統一試験」として、秋田県町村会に委託し他の自治体等と同一会場で行われます。

秋田県町村等職員採用統一試験会場

秋田県市町村会館（秋田市山王4丁目2-3）



※駐車場及び駐輪場はありませんので公共交通機関等でご来場ください。

交 通

公共交通 ■秋田駅(西口)バスターミナル

- ・中央交通線、県立プール線、臨海営業所線、県庁経由将軍野線、サンパーク線・所要時間約15分
「県庁市役所前」下車、徒歩3分
- ・新屋西線・所要時間約15分
「市町村会館前」下車、徒歩1分